

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枕崎市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

枕崎市長

公表日

平成27年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>・予防接種法、健康増進法及び母子保健法に基づき、住民を対象に各予防接種及び各種健(検)診の通知書の発送・予防接種歴・健(検)診結果の管理に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①20歳未満の住民を対象にBCG及び四種混合等の予防接種対象者に対する通知書発行 ②65歳以上の高齢者及び60歳以上65未満で心臓、腎臓、呼吸器又は免疫機能に障がいのある方を対象にインフルエンザ、肺炎球菌感染症の予防接種通知書の発行 ③予防接種の予防接種歴の蓄積 ④予防接種の未受診、未接種者の把握及び通知書発行 ⑤乳幼児健診及び乳幼児歯科健診などの健診受診対象者に対する通知書発行 ⑥各種検診(胃がん、大腸がん等)の検診受診対象者に対する通知書発行 ⑦高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づき、特定健診その他検診に関する通知書発行 ⑧女性は20歳以上、男性は40歳以上(国民健康保険該当者は特定健診のみ40歳以上)の住民を対象に各種検(健)診の申込書の発行 ⑨各種検(健)診結果の蓄積
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10、49、76項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条、第40条、第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供】26,56の2,87項 【情報照会】17,18,19,79項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19,30,44条 【情報照会】13,39条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枕崎市 健康課
②所属長	枕崎市 健康課長 白澤 芳輝
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	枕崎市役所 健康課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	枕崎市役所 健康課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる